

申立書

令和 年 月 日

能勢町長様

所有者 住所
氏名 ⑩

この度、私が建築または取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

建物の所在地	大阪府豊能郡能勢町
家屋番号	番
入居予定年月日	令和 年 月 日
現在の家屋の処分方法等 ※要添付書類 該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 持ち家を <input type="checkbox"/> 売却する。 <input type="checkbox"/> 賃貸する。 【添付書類】 売買(賃貸借)契約(予約書) 又は媒介契約書等売却することを証する書類 及び現在の住民票の写し <input type="checkbox"/> 借家、借間、社宅、寄宿舍等で、契約を解除し明渡す。 【添付書類】 (家主との間の) 賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等 証明申請者の所有する家屋でないことを証する書類 その家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し <input type="checkbox"/> 持ち家に親族が住む場合で () <input type="checkbox"/> その他 ()
入居が登記の後になる理由 ※要添付書類 該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 抵当権設定で登記を急ぐため。 【添付書類】 金銭消費貸借契約書 当該家屋の支払期日の記載のある売買契約書の写し <input type="checkbox"/> () により登記までに入居できない。 【添付書類】 本人が未転出の場合引渡期日の記載のある売買契約書の写し 止むを得ない事情を明らかにする書類
備考	

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても意義ありません。